

○ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第35条第1項第14号関係</p> <p>法第35条第1項第14号の省令事項（規則第16条の4の3）について</p> <p>宅地の売買又は交換の契約に当たっては以下の1から3を、建物の売買又は交換の契約に当たっては1から6までの事項を、宅地の貸借の契約に当たっては1から3まで及び8から13までの事項を、建物の貸借の契約に当たっては1から5まで及び7から12までの事項を説明することとする。</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 管理委託を受けた者の氏名及び住所について（規則第16条の4の3第12号関係）</p> <p>アパート等の賃貸においても区分所有建物の場合と同様、<u>重要事項説明書</u>に管理者の氏名、住所及び賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年国土交通省告示第998号）第5条第1項第2号の登録番号を記載し、その旨説明することとする。ただし、賃貸住宅管理業者登録規程の登録を受けていない場合には、管理者の氏名及び住所を記載し、説明することとする。</p> <p>なお、ここでいう管理者には、単純な清掃等建物の物理的な維持行為のみを委託されている者までも含む趣旨ではない。</p> <p>13 (略)</p>	<p>第35条第1項第14号関係</p> <p>法第35条第1項第14号の省令事項（規則第16条の4の3）について</p> <p>宅地の売買又は交換の契約に当たっては以下の1から3を、建物の売買又は交換の契約に当たっては1から6までの事項を、宅地の貸借の契約に当たっては1から3まで及び8から13までの事項を、建物の貸借の契約に当たっては1から5まで及び7から12までの事項を説明することとする。</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 管理委託を受けた者の氏名及び住所について（規則第16条の4の3第12号関係）</p> <p>アパート等の賃貸においても区分所有建物の場合と同様、<u>管理者の氏名及び住所</u>を説明するものとする。</p> <p>なお、ここでいう管理者には、単純な清掃等建物の物理的な維持行為のみを委託されている者までも含む趣旨ではない。</p> <p>13 (略)</p>